

令和6年度第1回 昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会 議 事 要 旨

1 日時 令和6年11月14日（木）午後6時30分～午後7時30分

2 場所 昭島市役所 3階 庁議室

3 出席者

（1）委員

大野会長、田中副会長、安芸委員、植田委員、金子委員、榊委員、杉山委員

（2）事務局（説明員）

企画部法務担当：米田課長、福岡係長、小山主任、関主任

4 傍聴者 0名

5 会長・副会長の選出

委員の互選により会長は大野委員、副会長は田中委員が選任された。

6 議題

（1）令和5年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）

（2）令和5年度における個人情報の取扱いに係る苦情（実施機関がその苦情に対して特別な措置を講じたものに限る。）に関する事項について（報告）

（3）個人情報ファイル簿について（報告）

（4）昭島市議会の個人情報の保護に関する条例及び昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例の改正について（報告）

7 その他

（1）他市における情報公開制度の運用状況の調査について

8 議事要旨

会 長 報告案件について、事務局に報告を求める。

（議題（1）について事務局より報告があった。）

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

委 員 近年の開示請求の推移はいかほどか。

事務局 請求件数が顕著に急増したため、平成30年から紹介させていただく。

公文書開示請求として、平成30年度は37件、令和元年度は44件、令和2年度は115件、令和3年度は119件、令和4年度は172件、令和5年度は150件であり、個人情報開示請求として、平成30年度は28件、令和元年度は30件、令和2年度は38件、令和3年度は35件、令和4年度は28件、令和5年度は25件である。

委 員 地域開発課への公文書開示請求で地区計画に関する案件が不開示となっているが、不開示とした理由はなぜか。

事務局 情報公開条例第9条第5号（意思形成過程を開示することにより意思形成に著しい支障が生じると認められるもの）及び第6号（市が行う計画において開示することにより、関係当事者間の信頼関係が著しく損なわれると認められるもの）が理由である。

会 長 議題（2）について、事務局に報告を求める。

（議題（2）について事務局より報告があった。）

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

会 長 質問はないということでよろしいか。

（一同質問なし）

会 長 議題（3）について、事務局に報告を求める。

（議題（3）について事務局より個人情報ファイル簿の昨年からの新規追加したファイル、削除したファイル、変更があったファイルの報告があった。）

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

会 長 質問はないということでよろしいか。

（一同質問なし）

会 長 議題（4）について、事務局に報告を求める。

（議題（4）について事務局より刑法の一部改正により拘禁刑が創設されることに伴う条例改正についてスケジュールと進捗状況の報告があった。）

会 長 ただいまの報告について、質問等はあるか。

会 長 質問はないということでよろしいか。

（一同質問なし）

会 長 その他（1）について、事務局に報告を求める。

（その他（1）について事務局より、ホームページへの掲載方法と運営審議会への情報公開制度の運用状況の公表内容を変更することについて確認があった。）

会 長 公表内容の変更について、異議はあるか。

（一同異議なし）

会 長 それではこれをもって、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会とする。